

## 自立支援医療等とマル障・親・乳・子・青との併用における請求方法

※マル青は令和5年4月開始です。

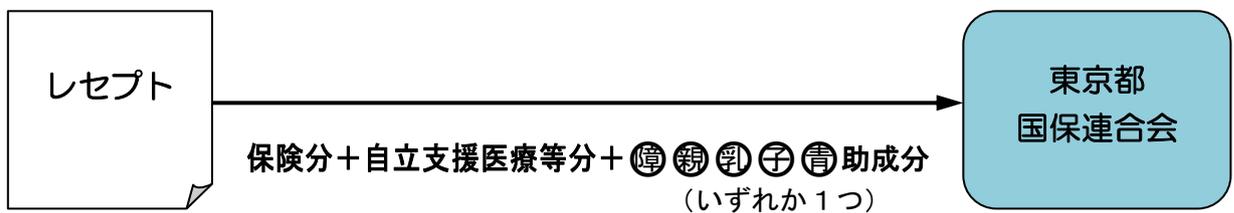
対象者が自立支援医療等の適用者で、その一部負担金をマル障、マル親、マル乳、マル子及びマル青（以下「マル障等」という。）で助成する場合の請求方法は、以下のとおりです。

### ① 対象者が都内の国民健康保険・都の後期高齢者医療に加入の場合

#### 《窓口徴収額》

医療機関等の窓口で第1公費として自立支援医療等を、第2公費としてマル障等を適用し、マル障等で一部負担金のある制度の場合はその額を患者から徴収してください。

#### 《医療助成費の請求方法》



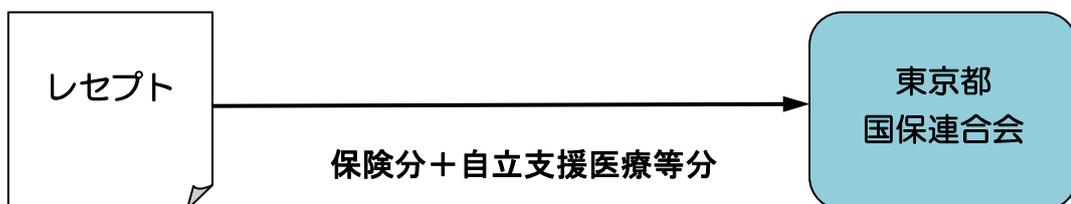
☆ 保険給付分、第1公費（自立支援医療等分）及び第2公費（マル障等による助成分）を1枚のレセプト（3者併用レセプト）で請求してください。

### ② 対象者が都外の国民健康保険・都外の後期高齢者医療に加入の場合

#### 《窓口徴収額》

医療機関等の窓口で自立支援医療等を適用し、マル障等を適用せず、自立支援医療等の自己負担額を患者から徴収してください。

#### 《医療助成費の請求方法》



☆ 保険給付分と自立支援医療等分を1枚のレセプト（併用レセプト）で請求してください（都外国保・都外後期高齢では、マル障等との併用レセプトを取り扱うことができないため）。

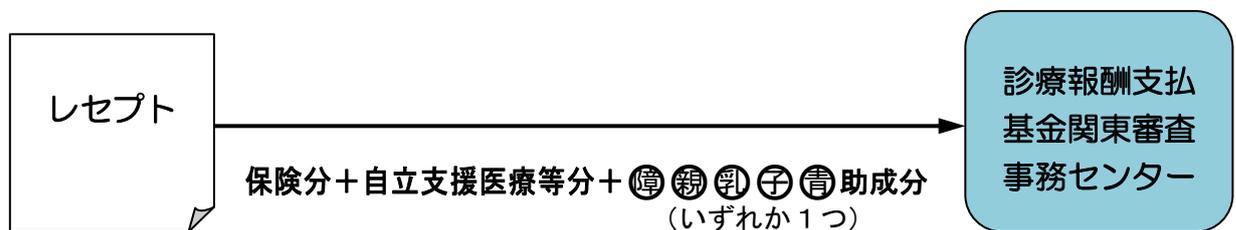
※ 患者には自立支援医療等の自己負担額を一旦負担していただき、その領収証をもって、区市町村のマル障等の窓口で現金償還払いを申請し、助成を受けていただきます。

### ③ 対象者が社会保険に加入の場合

#### 《窓口徴収額》

医療機関等の窓口で第1公費として自立支援医療等を、第2公費としてマル障等を適用し、マル障等で一部負担金のある制度の場合はその額を患者から徴収してください。

#### 《医療助成費の請求方法》



☆ 保険給付分、第1公費（自立支援医療等分）及び第2公費（マル障等による助成分）を1枚のレセプト（3者併用レセプト）で請求してください。